

世田谷区公告第3号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年1月28日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区瀬田五丁目	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
306番3	新宿住友ビル31階
306番16	アグレ都市デザイン株式会社
306番17	代表取締役 大林 竜一
306番18	
306番19	
306番20	
306番21	